様式第２号（第３条第２項第２号）

**定期報告書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 |  | 住宅名称 | |  | |
| 事業者名 |  | | 報告者名 | |  |
| ＴＥＬ |  | | ＦＡＸ | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | 確認項目 | 結果 | 法令・指針等 |
| １．登録の基準に関すること  ２．運営に関すること | （１）建築物は登録時から次の①～③について変更をしていない。  　＊「登録時」：新規、変更及び更新の  登録時とする。  　　以下、同様。  ①各居住部分の床面積を変更していない。  ②構造、設備を変更していない。  　③バリアフリー構造（加齢対応構造等）を変更していない。  （２）入居者は単身高齢者又は高齢者＋同居人に該当するものである。  ※同居人（配偶者／60歳以上の親族／要介護・要支援認定を受けている60歳未満親族）  ※高齢者とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者。  （３）安否確認、生活相談サービスを下記①～③のとおり提供している。  ①日中常駐しサービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。  ②専門職員は以下のものに該当している。  ・社会福祉法人の職員  ・自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員  ・居宅介護サービス事業者の職員  ・有資格者（医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、養成研修修了者）  ③職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。  　　または、夜間等を含め24時間職員が常駐している。  （４）入居契約は次の①～④に全て該当する。  ①全て書面により契約をしている。  ②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。  ③権利金その他金銭を受領していない。  ④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。  （５）前払い金（敷金･１か月の前家賃は除く。）を徴収していない。  　　※前払い金を徴収していない場合は、下記の①～③は回答不要  　①全て書面により契約している。  　②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。  　③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している。  （１）誇大広告は行っていない。  （２）入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項を書面にて交付し説明している。  （３）＊登録時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。  （４）登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。  （５）入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。  （６）入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。  （７）やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況及び拘束理由を帳簿に記載し保存している。  （８）入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。  （９）サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を帳簿に記載し保存している。  （１０）住宅の管理またはサービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の商号、名称または氏名及び住所並びに委託に係る契約事項及び業務の実施状況を帳簿に記載し保存している。  （１１）帳簿は各年度の末日で閉鎖し、２年間保存することとなっている。 | はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  徴収していない･  徴収している  ※徴収している場合のみ下記の①～③について回答要   |  | | --- | | ① はい・いいえ  ② はい・いいえ  ③ はい・いいえ |   はい・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい（修繕していない場合を含む）・いいえ  はい・いいえ  はい・いいえ  はい（身体的拘束をしていない場合を含む）　　　・いいえ  はい（苦情がない場合を含む）  ・いいえ  はい（事故が発生していない場合を含む）  ・いいえ  はい（委託していない場合を含む）・いいえ  はい・いいえ | 法第７条  同条第１項第１号  同条第１項第２号  同条第１項第３号  同条第１項第４号及び規則第３条第１号及び第２号  同条第１項第５号  規則第１１条第１号  イ、ロ  同条第４号  法第７条第１項第６号  イ  ロ  ハ  ヘ  同条第１項第６号  ニ　ホ  法第１７条  法第１７条  法第１５条  法第１７条  法第９条  法第１９条及び規則第２１条第１項第１号  法第１９条及び同条第１項第２号  法第１９条及び同条第１項第３号  法第１９条及び同条第１項第３号  法第１９条及び同条第１項第３号  法第１９条及び同条第１項第３号  法第１９条及び同条第１項第３号  法第１９条及び同条第１項第３号 |